

諸外国における外ぼう障害の取扱い

1 ドイツの労災保険における障害補償

(1) 被保険者に対する年金

ドイツの労災保険制度における障害補償制度については、社会法典第7編56条に定める「被保険者に対する年金」がある。同条第1項には、その稼得能力が保険事故によって事故後26週間を超えて20%以上減少した被保険者は年金請求権を有するとされており、同条第3項において、稼得能力の喪失の場合には、完全年金が支給されるとされ、この完全年金は、年間労働所得の3分の2の額であると定められている。稼得能力の減少の場合は、部分年金が支給され、当該年金額は、稼得能力低減の程度に見合った完全年金の百分率で確定されると規定されている。

(2) 稼得能力減少(MdE)の評価

被保険者に対する年金における、被災者の稼得能力の減少の評価については、社会法典第7編第56条において、稼得能力の減少は、身体的精神的行為能力の侵害から生じる、稼得生活の全領域での減少した労働可能性の範囲によって判断されると規定し、労働市場の全領域で被災者に提供されうる可能性がある労働機会が当該障害によってどの程度減少したか、あるいは制限されるに至ったかを判断することとされている。

この稼得能力減少に関して、ドイツでは、日本のように法的拘束力のある障害等級表が存在せず、実務上の稼得能力の減少の評価の経験値が医学専門家によって設定されており、これが稼得能力の減少の評価の重要な基準として活用されている。

(3) 外ぼう障害の評価

外ぼう障害に係る稼得能力減少の評価の基準については、以下のとおりとなっている。

【顔に関わる醜状障害】

- ・化粧で障害が軽減される場合・・・・・・・・・・10%
- ・整形・かつらなしで化粧でもかなりの障害・・・・・・・・20%
- ・整形・かつらなしで、重度の醜状・・・・・・・・・・30～50%
- ・顔の神経マヒ
 - 一方だけ、化粧により障害が軽減・・・・・・・・・・10%
 - 明確な障害あるいは筋肉の萎縮が見られる・・・・20%
 - 両側、その度合いに応じて・・・・・・・・・・30～50%
- ・女性の頭皮剥離(かつら)・・・・・・・・・・30%
- ・男性の頭皮剥離(かつら)・・・・・・・・・・10%

※ 平成13年度認定要件設定等のための調査研究報告書「ドイツにおける障害認定について」

2 フランスの労災保険における障害補償

(1) 永久的労働不能年金

フランスの労災保険制度における障害補償制度については、社会保障法典に定める「永久的労働不能年金」がある。同法典L 434 条の 2 第 1 項に労働不能率を定める際に考慮する障害指標が規定されており、この労働不能率に応じた補償がなされ、労働能力が 10%以上減少したときに年金を支給、10%未満のときには一時金が支給される。当該年金額は、年間報酬（事故前 12 ヶ月間に得た全ての報酬）に労働不能率をかけた額が支給される。

(2) 外ぼう障害の評価

外ぼう障害に係る労働不能率等の評価については、障害指標によることとなるが、この障害指標についての文献が存在しないため、詳細は把握できない。しかしながら、この障害指標の規定項目を見ると、「口腔（顔面補綴）」といった項目が存在することから、外ぼう障害に係る一定の評価基準が存在するものと思われる。

このことは、社会福祉・家庭法典に定められた「障害者の機能障害及び能力低下の評価のための指針」において、「審美障害」の項目を設けていることから明らかである。

※ 平成 10 年度委託研究報告書「イタリア及びフランスにおける障害補償制度について」

3 アメリカの労災保険における障害補償

(1) 永久的全面的労働不能の場合の給付（PTD）と永久的部分的労働不能の場合の給付（PPD）

アメリカにおける労災補償は、一般に各州の州法に委ねられているが、障害補償制度に当たるものとして、PTDとPPDがある。

PTDとPPDに係る給付額は、ほとんどの州で賃金の 3 分の 2 とされ、週の最低額・最高額を定めるとともに、最長給付期間、総額、またその双方に限度額を定めている。

(2) 外ぼう障害の評価

永久的部分労働不能については、いかなる部位の喪失ないし使用不全がどの程度の賃金喪失に至ると考えるべきかという困難な問題を生じさせること、対象となる件数も多く、保険経済に与える影響が大きいことから、ほとんどの州において身体部位の喪失ないし使用不全について障害一覧表を設け、それが実際に賃金喪失に結びついたか否かを問わず一定額（もしくは割合）の補償を行っている。

この障害一覧表についての文献が存在しないため、詳細は把握できないが、外ぼうに損傷が残った場合等に特別の給付を設けている州も多いとされる（※3）。しかしながら、近年こうした障害一覧表による給付の決定を止める州も出てきている。

※1 平成 14 年度日本労働研究機構調査研究報告書「労災補償制度の国際比較研究」

※2 平成 15 年度～平成 16 年度化学研究費補助金研究成果報告書「労働者災害補償保険における負担と給付の定量分析と法政策」

※3 例えば、ニューヨーク州の場合、顔や頭、首、胸に重大な障害が残った場合、最大で 2 万ドルの補償を受けることができる。

4 イギリスの労災保険における障害補償

(1) イギリスにおける労災補償については、社会保障拠出（業務移管等）法によって規定されているが、1982年以降、より重度の障害者に対する給付を手厚くする等の理由により、長期的な労働不能に対する業務障害給付以外の給付を廃止し、一般の社会保障給付に統合したため、現在、労災補償給付としては業務障害年金とその手当が存在するのみとなっている。

業務障害年金は、社会保障（一般給付）規則別表2に労働者の被る障害の種類とその労働不能度を示す表を規定しており、具体的な稼得収入に影響がない場合でも、14%以上の障害が残れば（14%ないし19%の評価は、20%の障害と見なされる）、その障害に応じ、傷病もしくは疾病の日の16週目以降支払われる。

(2) 外ぼう障害の評価

上記のとおり、特定の障害については、障害評価表が作成されており、55種類の身体的機能喪失について、具体的な労働不能度の評価（1～100%）を行っており、外ぼう障害についても、以下のとおり当該障害評価表において規定されている。

【障害評価表（抜粋）】

5 非常に重篤な顔の毀損・・・・・・労働不能度 100%

※1 平成14年度日本労働研究機構調査研究報告書「労災補償制度の国際比較研究」

※2 平成10年度委託研究報告書「イギリス及びドイツにおける障害補償制度」

5 イタリアの労災保険における障害補償

(1) イタリアにおける労災補償については、1965年に制定された労災保険統一法によって規定されているが、生物学的損害の補償対象の拡大等について、2000年に改正が行われている（2000年2月23日委任立法38号）。この改正により、生物学的損害、すなわち健康に対する損害あるいは人の精神的・身体的完全性に対する損害（日本でいえば慰謝料に相当するもの）が保険対象として規定されている。

障害年金は、労働能力の喪失か身体自体の損傷（生物学的損傷）かで取扱いが異なっている。労働能力の喪失の場合、絶対的不能・損傷かあるいは部分的不能・損傷の場合で労働不能の程度が16%以上の場合に支給される（16%未満の場合は給付対象とならない）。他方、生物学的損害の場合は、後遺症の程度に応じて一時金又は年金が支給される。後遺症の程度が6%未満であれば、給付対象とはならないが、6%以上16%未満の場合は一時金が、16%以上の場合には年金が支給される。

なお、障害の評価に関しては、従来、労災保険統一法の附表に「評価表」が規定されており、当該評価表に定められている労働能力減少率により障害の程度を評価していた。2000年の法改正により、生物学的損害が新たに補償対象となったことを受け、当該障害の程度を評価するための障害表が作成されているが、この障害表についての文献が存在しないため、詳細は把握できていない。

(2) 外ぼう障害の評価

2000年の法改正以前においては、「労働不能」とは、労働者の労働能力の減退あるいは喪失させるような肉体的精神的障害を指すとされ、いわゆる美的損害、すな

わち外観に対する損害（顔の傷や顔の醜悪化など）は、就労可能性を減退させるような重大なものに限り保険の対象となると解されてきたが、新たに生物学的損害が保険対象となったことを踏まえれば、外ぼう障害についても、前述の障害表に具体的な規定がなされている可能性が高い。

- ※1 平成10年度委託研究報告書「イタリア及びフランスにおける障害補償制度について」
- ※2 「現代イタリアの社会保障」（旬報社）
- ※3 「イタリアの労働と法」（日本労働研究機構）